

報告第1号、第2号

令和6年1月22日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第1号	専決処分の報告について……………	1
報告第2号	専決処分の報告について……………	5

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月22日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

住宅新築資金の償還金等の支払に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

住宅新築資金の償還金等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

- (1) [REDACTED]
[REDACTED] (借受人の法定相続人)
- (2) [REDACTED]
[REDACTED] (借受人の法定相続人)
- (3) [REDACTED]
[REDACTED] (借受人の法定相続人)
- (4) [REDACTED]
[REDACTED] (借受人の連帯保証人)

2 請求の趣旨

- (1) [REDACTED] は連帯して金1,716,635円（住宅新築資金残元利金）を支払え
- (2) [REDACTED] は連帯して金2,346,631円（生業資金残元利金）を支払え
- (3) [REDACTED] は連帯して金2,274,919円（生業資金残元利金）を支払え
- (4) [REDACTED]
[REDACTED] は連帯して金26,512円（支払督促申立手続費用）を支払え

3 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

令和5年11月27日

4 督促異議の申立てがあった日

令和5年12月1日

5 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月22日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

住宅新築資金の償還金等の支払に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

住宅新築資金の償還金等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

(1) [REDACTED]
[REDACTED] (借受人の連帯保証人)

(2) [REDACTED]
[REDACTED] (借受人の連帯保証人)

2 請求の趣旨

(1) [REDACTED] は連帯して金1,716,635円（住宅新築資金残元利金）を支払え

(2) [REDACTED] は連帯して金2,346,631円（生業資金残元利金）を支払え

(3) [REDACTED] は連帯して金26,512円（支払督促申立手続費用）を支払え

3 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

令和5年11月27日

4 督促異議の申立てがあった日

令和5年12月12日

5 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁